

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第 3 回) 説明資料に対する意見

日本公認会計士協会
副会長 関根 愛子

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第 3 回)における事務局説明資料「Ⅱ-2 開示日程・手続に応じた選択肢の拡大」について、次の通り意見を述べさせていただきます。

このワーキング・グループでは、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくため、企業と投資家との建設的対話の実現という観点から、効果的・効率的な情報開示や開示日程、手続きのあり方について検討するものと理解しております。そして、これを実現するための方策として、確報としての事業報告・計算書類と有価証券報告書の一体的開示及び監査の一元化、有価証券報告書の総会前開示の実現が重要であると考えております。

有価証券報告書の総会前提出に関しては、「株主及び投資者に対する経営者の説明責任をより徹底する観点から、金融商品取引法上の有価証券報告書・内部統制報告書を株主総会への報告事項とすべきである」とする金融審議会・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループからの報告書に基づき、有価証券報告書が定時株主総会における株主の意思決定の参考になるものとの位置づけでの改正があったものの、実際に有価証券報告書を株主総会前に提出を行っている会社は極めて少ない実態となっております。

有価証券報告書が総会の 1 日、2 日前ということではなく、十分な検討期間を確保したタイミングで開示される実務を促すためには、会社法上、例えば有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書を計算書類に代えることができるといった制度とすることが考えられ、その際、個別の関連当事者注記等、会社法固有の開示項目についてもあわせて記載することとすれば、制度趣旨という観点からも問題は生じないのではないかと考えます。(その場合、印刷・郵送コストの負担が大きいということであれば、電子提供を可能とする制度や概要版の送付が有効となります。)また、この方法であれば企業情報をできるだけ一つにまとめて分かりやすい形で提供して欲しいとする投資家のニーズにも合致するものと考えます。

また、有価証券報告書の総会前開示を実現するためには、株主総会の 7 月開催(3 月決算会社の場合)の実務を浸透させることが重要であり、これにより、総会議案の十分な検討時間の確保を通じた対話の促進や監査時間の十分な確保、総会開催日の集中緩和等に繋がるといった大きなメリットが存在するものと考えております。また、株主総会が 7 月開催(3 月決算会社の場合)となる場合には、事務局説明資料に記載のある「大株主の状況」の記載時点を議決権行使基準日にすることにより、株主確定に係るコスト・事務負担の増加を防ぐという方向性に賛同致します。

なお、前回、提出させていただいた意見書にも明記して発言致しましたが、監査人の立場からは情報の信頼性を担保するための必要な監査時間(期間)の確保は必須と考えており、そのための方策としての法定開示書類の一体的開示や再興戦略改訂 2015 にも記載されている「実質的な監査の一元化」については、引き続き検討が必要であると考えます。

以 上